

静岡県告示第178号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）（以下「条例」という。）第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和6年3月15日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後												
<p>4 期末手当の支給日</p> <p>規則第14条の任命権者が定める期末手当の支給日は、別表第4の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。</p> <p>別表第4 期末手当の支給日</p> <table border="1"><thead><tr><th>基準日</th><th>支給日</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月1日</td><td>6月30日</td></tr><tr><td>12月1日</td><td>12月10日</td></tr></tbody></table>	基準日	支給日	6月1日	6月30日	12月1日	12月10日	<p>4 期末手当及び勤労手当の支給日</p> <p>規則第14条の任命権者が定める期末手当及び勤労手当の支給日は、別表第4の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、支給日欄に掲げる日が休日等に当たるときは、その前において同欄に掲げる日に最も近い休日等でない日とする。</p> <p>別表第4 期末手当及び勤労手当の支給日</p> <table border="1"><thead><tr><th>基準日</th><th>支給日</th></tr></thead><tbody><tr><td>6月1日</td><td>6月30日</td></tr><tr><td>12月1日</td><td>12月10日</td></tr></tbody></table>	基準日	支給日	6月1日	6月30日	12月1日	12月10日
基準日	支給日												
6月1日	6月30日												
12月1日	12月10日												
基準日	支給日												
6月1日	6月30日												
12月1日	12月10日												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。